

大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月二十二日

参議院議長山崎正昭殿

辰巳孝太郎

大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問主意書

本年一月二十一日に私が提出した「大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する質問主意書」（第一百九回国会質問第二一号）に対する答弁書（内閣参質一九〇第二一号。以下「答弁書」という。）の「五及び六について」によつて、都道府県医療審議会の意見として委員の賛否を付した病院再編計画は他になく、大阪府医療審議会における委員の賛否が付され反対多数の意見が表明された「大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院（医療機能）再編計画」（以下「本計画」という。）が、前代未聞の計画であることが明らかになつた。本計画に政府が同意することは、住民の理解を得られていない計画に政府がお墨付きを与えるという悪しき前例を作るものであつて、将来にわたつて禍根を残すことになり、絶対に認められない。そのことを踏まえ、以下更に質問する。

一二月十五日、本計画への同意手続の過程において大阪府から厚生労働省地域医療計画課に一月中旬に提出された追加説明文書が、全て黒塗りの状態で当事務所に開示された。この文書は、大阪府自身が「追加説明」のためのものであると表明しており、大阪府医療審議会の意見書で出された懸念や不安の声に対して大阪府がどのように対応しようとしているかを示す文書として、本計画の特例の申請書と一体をなすも

のと評価でき、本来公開されるべきものである。それにもかかわらず、厚生労働省が全面非開示とした法的根拠は何か、明らかにされたい。その際、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）上の根拠条文を示すのみならず、当該根拠条文のどの文言に該当するのかを、黒塗りの箇所ごとに、具体的に示されたい。

二 答弁書の「五及び六について」で、「大阪府医療審議会の意見書に記載されている出席議員からの主な意見は、賛否が明らかにされたものではない」と述べられているが、出席議員からの主な意見の中で、具体的にどのような懸念や不安が示されているか明らかにされたい。

あわせて、大阪府医療審議会の意見書の中の「採決の結果」における、「賛成した委員」の人数、「反対した委員」の人数、「賛否を保留した委員」の人数についてもそれぞれ示されたい。

右質問する。